

商工省に対し Novartis 社の特許の取消申請

2014 年 11 月 6 日
JETRO ニューデリー

2014 年 10 月 30 日以降、The Times of India 紙¹等が報じたところによると、インドの後発医薬品(ジェネリック)メーカーである Cipla 社は、Novartis 社がインドで保有する 5 つの特許権の取消を求めてインド商工省産業政策推進局に取消申請を行った。

Cipla 社が取消を申請した Novartis 社の 5 件の特許は慢性閉塞性肺疾患 (COPD)に関するもの。2008 年度以降インドで特許されており、N 社は Onbrez のブランド名で商品化を行っている。実施報告書に基づく、インドにおいては、同医薬品を製造しておらず、年間 54000 ユニットを輸入している。C 社によると、これは 4500 人の需要すら満たすものでなく、インドで同医薬品を必要とする 1500 万人の 99.9%に行き渡っていないとしている。

一方、C 社は、Unibrez のブランド名でその後発医薬品の販売を開始している。その価格は、N 社の 10 錠 677 ルピーの約 5 分の一である 130 ルピーに抑えられている。

報道によると、C 社は、特許法第 66 条に基づき、商工省に取消申請を申請している。C 社の主張としては、以下の通り。

- ・ 輸入しかしない N 社は“特許権を有害な形で使用”しており、“公共の利益を損なっている”。
- ・ COPD は HIV やマラリア、がん、結核よりも犠牲者が多く、流行病 (epidemic)と考えるべき。
- ・ N 社は同一又は実質的に同一の物質に対し、5 件の特許を取得し独占の延長(エバグリーニング)を模索している。

今後、商工省産業政策推進局が本件の採否について検討することとなる。

(参考)特許法第 66 条 公共の利益における特許の取消

中央政府が、特許又はその実施の態様が国家にとって有害であるか又は一般に公共の利益を損なうものであると認める時は、中央政府は、特許権者に対して聴聞を受ける機会を与えた後に、官報において有効な宣言を行い、それに基づいて当該特許は取り消されたものとみなされるものとする。

(今浦 陽恵)

本内容は、日本貿易振興機構が 2014 年 11 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことをあらかじめお断りします。

¹ http://articles.economicstimes.indiatimes.com/2014-10-30/news/55595661_1_novartis-india-lung-cancer-drug-tarceva-cipla